

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年一月十八日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一六―〇―七三

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

	改正後	改正前
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）
一（略）		一（略）

二 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1～4 (略)

5 規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）第三条第一項に規定する放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害

6～13 (略)

二 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1～4 (略)

5 規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）第三条第一項に規定する放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かじり等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害

6～13 (略)

三 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1・2 (略)

3 チェンソー、ブツシユクリーナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しよう循環障害、末しよう神経障害又は運動器障害

4・5 (略)

四 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

三 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1・2 (略)

3 チェンソー、ブツシユクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しよう循環障害、末しよう神経障害又は運動器障害

4・5 (略)

四 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1 人事院の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、人事院が定めるもの

2 ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

3 すす、鉍物油、漆、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

4 5 9 (略)

1 人事院の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、人事院が定めるもの

2 ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

3 すす、鉍物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

4 5 9 (略)

五・六 (略)

七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1 ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

3 四―アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

4 四―ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

5 5 7 (略)

五・六 (略)

七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

1 ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

3 四―アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

4 四―ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

5 5 7 (略)

8 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫

9 (略)

10 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん

11 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

12～14 (略)

15 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫

8 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゆ

9 (略)

10 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゆ又は肝細胞がん
(新設)

11～13 (略)

14 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゆ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゆ又は非ホジキンリンパしゆ

16| すず、鉍物油、タール、ピッチ、アス
ファルト又はパラフィンにさらされる業務
に従事したため生じた皮膚がん

17| 1 から16|までに掲げるもののほか、がん
原性物質又はがん原性因子にさらされる業
務に従事したため生じたことの明らかな疾
病

八 相当の期間にわたって継続的に行う長時間
の業務その他血管病変等を著しく増悪させる
業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗
塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室
細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞
栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、

15| すず、鉍物油、タール、ピッチ、アスフ
ルト又はパラフィンにさらされる業務に
従事したため生じた皮膚がん

16| 1 から15|までに掲げるもののほか、がん
原性物質又はがん原性因子にさらされる業
務に従事したため生じたことの明らかな疾
病

八 相当の期間にわたって継続的に行う長時間
の業務その他血管病変等を著しく増悪させる
業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗
塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室
細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞
栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、

脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九・十 (略)

脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九・十 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。